

れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高知県内全34市町村（以下「圏域市町村」という。）で構成された、れんけいこうち広域都市圏における「れんけいこうち SDGs 推進事業」の一環として、圏域市町村の住民に SDGs の考え方を普及・啓発することをもって、さらなる SDGs の推進及び圏域の活性化を図ることを目的として高知市が開催するイベントに関し、必要な事項を定めるものとする。

(イベント)

第2条 この要領において「イベント」とは、次のイベントとする。

令和7年度れんけいこうち SDGs イベント

(開催日)

第3条 イベントの開催日は令和7年9月21日とする。

(会場)

第4条 イベントの会場は次のとおりとする。

イオンモール高知 南コート（高知県高知市秦南町1-4-8）

(実施方式)

第5条 イベントは、SDGs の達成に積極的に取り組んでいる民間事業者を複数公募し、各事業者がイベント会場に出展するブースにおいて、当該事業者、高知市及びイオンモール高知との協議により決定した取組を実施するものとする。

(出展者)

第6条 前条に規定するイベントに出展する民間事業者（以下「出展者」という。）は、別に定める「れんけいこうち SDGs 推進事業イベント実施要項」に基づき選定する。

(経費負担)

第7条 経費負担は次の各号に掲げるとおりとし、定めのない事項については高知市及び各出展者並びにイオンモール高知で協議の上、取り決めるものとする。

(1) 高知市

ブース賃借料

(2) 出展者

ブース内で独自に使用する備品、展示物保険料、物品の搬入・搬出経費、旅費、滞在経費その他出展のために必要な経費

(3) イオンモール高知

使用光熱水費、備品（イス、長机、パネル等）

(その他)

第8条 天災地変や社会情勢等の事情により、イベント内容の変更又はイベントの中止を行う場合がある。また、開催期間中においてもイベントを中断・中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和7年6月20日から施行する。